

議会運営委員会

日 時 令和5年8月10日（木）午前10時～
場 所 全員協議会室

1 議会活性化の検討について【別紙No.1～6】

○早期検討項目について

2 議会運営委員会の行政視察について

3 その他

(1) 次回の議会運営委員会等の日程

8月18日（金）11：00～ 議運事前調整（正副議長・正副委員長）

21日（月）9月議会議案送付 ※定例会再開：8月28日（月）

10：00～ 議会運営委員会・幹事会

(2) その他の委員会等の日程

8月17日（木）10：00～ 広聴部会

18日（金）13：30～ 議員団研修会（普通救命講習：2回目）

19日（土）10：00～ 議場見学会

21日（月）議運・幹事会終了後 広報部会・広聴部会、広報広聴会議

22日（火） 9：30～ 産業建設常任委員会

23日（水）13：00～ 市町村議会広報研修会

24日（木）10：00～ 環境市民厚生決算分科会勉強会

15：00～ 公共交通対策特別委員会

30日（水） 9：30～ 産業建設決算分科会勉強会

10：00～ 総務文教決算分科会勉強会

9月 1日（金） 9：00～ 産業建設決算分科会現地視察

議会活性化検討項目一覧（令和5年度）

<検討優先度>
①早期検討 ②検討（1～2年を目途）③その他

Ver. 050810

No.	分類	項目	会派	内容	検討結果	検討優先度
1	住民 参画	議会モニター制度の導入	新清流会	・議会への認識や関心を高めるとともに、市民意見を議会へ取り入れる機会とする。	検討継続	①
			共産党議員団	・議会モニター制度の確立。		
			公明党議員団	・市民の意見を広く聴取し、議会活動及び委員会活動に反映させる。		
2	住民 参画	わがまちトークの復活	共産党議員団	・わがまちトークの復活とそのためファシリテーション研修の実施。	検討継続	③ 広報広聴会議
3	住民 参画	若者議会などの開催	公明党議員団	・これまで実施してきた年代層とは異なった新たな層を対象に、意見や提案などを伺う場（議場での発言）を設け、議会は、発言内容について協議し、政策提言などに反映させる。	検討継続	②
4	機能 強化 ・ 情報 共有	議場設備等の充実	新清流会	・理事者から見えるディスプレイの設置。議員だけが見られても意味がない。	検討継続	①
			亀岡社中	・本会議場自席へ充電スポットの増設。		
			共産党議員団	・議場と全員協議会室の議席にタブレット端末用コンセント（電源）を設置。 ・一括質問席でのタブレット端末使用に係る環境整備（資料の提示など）とモニタースクリーンの増設。		
5	機能 強化	大学との連携・協定	新清流会	・議会運営等について、大学と協定を結び、ギブ・アンド・テイクで連携する。	検討継続	②
6	機能 強化	議会選出監査委員の2年制	新清流会	・議会選出監査委員を2年制とすることで、監査業務の効率上がる。	検討継続	②
7	機能 強化	スマート議会に向けた環境整備（タブレット端末活用によるデジタル化の推進）	亀岡社中	・有事の際の訓練実施。緊急オンライン会議のデモンストレーション含む。 ・オンラインでのリモート委員会を実施。 ・外部からの広告チラシをデータ化してタブレット端末に格納。 ・タブレット端末にオフィス365を導入。 ・予算書・決算書のデータ化。	検討継続	①
			共産党議員団	・どのような会議でも会議出席全議員に情報共有ができるようにする。 ・リモート会議開催時のタブレット端末使用の具体化。 ・理事者との共有システムを徐々に拡大。		
8	機能 強化	スマート議会推進に係る研修の実施	共産党議員団	・タブレット端末を使いこなすための研修を実施。	検討継続	①

議会活性化検討項目一覧（令和5年度）

Ver. 050810

<検討優先度>
①早期検討 ②検討（1～2年を目途）③その他

No.	分類	項目	会派	内容	検討結果	検討優先度
9	機能強化・情報共有	YouTube配信の取組	亀岡社中	・議長の定例記者会見をYouTubeで配信。	検討継続	①
			共産党議員団	・YouTubeの編集・配信を議員が対応できるように技術習得。		
10	機能強化	議会政策立案・提案	経政会	・様々な課題を取り上げ、議員間討議し政策立案や提案をする。T・T・T（取り上げ・討議・提案）の導入。	検討継続	②
11	機能強化	議員報酬・政務活動費の検討	経政会	・議員報酬については、政務活動費も含め、物価高騰や議員のなり手不足解消等を鑑み、報酬増を検討すべき。	検討継続	②
			かめおか党	・議員報酬については、今年度中にでも早期に報酬審議会を開くべきである。 ・政務活動費の金額を拡充し、活動の充実を図る。		
12	機能強化	議会図書室の充実	公明党議員団	・蔵書の充実を図るほか、亀岡市立図書館などの連携により、レファレンスサービスを活用できる体制を構築するなど、機能強化を図る。	検討継続	②
13	機能強化	議会事務局の機能強化	かめおか党	・1番の機能強化は増員だと考える。現在の人数が最適人数かなど検討する。	検討継続	②
14	情報共有	インターネット議会中継の充実	亀岡社中	・本会議場での一般質問資料をインターネット傍聴者にも見えるように整備。	検討継続	①
			公明党議員団	・一般質問の議会中継において、視聴者に質問項目が分かりやすいよう、議会中継の画面に質問項目のテロップを挿入する。		
15	情報共有	議会だよりの充実	共産党議員団	・議会だよりのオールカラー化。委託業者によると穴あけをやめれば予算内でオールカラーは可能とのこと。	検討継続	③ 広報広聴会議
16	情報共有	委員会等での議事内容の事前告知	公明党議員団	・議会ホームページ（議会カレンダー）で、会議日程に併せて主な議事内容を事前に発信し、市民への情報共有を図る。	検討継続	①
17	情報共有	聴覚障がい者への対応	新清流会	・聴覚障がい者への対応として、手話や字幕（テロップ）を取り入れる。	検討継続	①
18	情報共有	所信表明演説（正・副議長）のインターネット配信	新清流会	・正・副議長の所信表明演説をインターネットで配信する。次期議長選挙から実施。	検討継続	①
19	情報共有	市議会ホームページのリニューアル	かめおか党	・市議会ホームページについて、市民目線での見やすさ、興味喚起を視点に再考する。	検討継続	③ 広報広聴会議
20	その他	開かれた議会の推進	亀岡社中	・議員が庁舎内で、個人、政党に係る情報誌等の配布またはそれらに係る活動の禁止。	実施しない	—
21	その他	請負の状況の公表	—	・亀岡市に対する請負の状況を公表する。	検討継続	①

令和5年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No.1 議会モニター制度の導入 【住民参画】

《提案内容》

- ・議会への認識や関心を高めるとともに、市民意見を議会へ取り入れる機会とする。
- ・議会モニター制度の確立。
- ・市民の意見を広く聴取し、議会活動及び委員会活動に反映させる。

《前回の意見等》

- ・議会がより開かれてさらに活性化するために市民の意見を聞くものとして、政策的なことを広聴するものではなく、議会の機能そのものを市民にチェックしていただく意図である。
- ・市長のお金の使い方をチェックするのは議会であるが、その議会をチェックするのは誰なのかということで、そのような目的で議会モニター制度を導入していきたい。
- ・本会議や委員会の傍聴、議会だよりや議会ホームページを閲覧された市民の意見を聴取し、今後の議会運営に反映させることができればとの思いである。
- ・市民の議会への認識や関心を高めることであり、決して政策を聞くものではなく議会運営や議会構成に取り入れたいとの意思である。

《府内他市の状況》

- ・府内全市議会とも議会モニター制度を導入していない。但し、舞鶴、長岡京で導入に向けて検討中と回答あり。

《知立市議会における議会モニター制度の概要》

目的 市民等から議会活動や委員会活動、議員活動についての意見や要望等を聴取し、より市民ニーズを反映した議会運営を図り、開かれた議会とするため。

内容 ・議会本会議や委員会等を傍聴し、議会運営に関する意見の提出
 ・議会報告会、議会だより、議会ホームページに関する意見の提出
 ・議会が行うアンケート調査への回答
 ・議会モニター会議、議員との懇話会への出席

任期 1年間（例年4月～3月）

謝礼 なし

人数 7名

- ・公募3名
- ・団体推薦4名（商工会、スポーツ協会、文化協会、区長会）

（次ページに続く）

- 対 象**
- ・ 議会運営に関心がある満18歳以上の市内在住、在勤又は在学の人
 - ・ 国会議員又は地方公共団体の議員（過去同議員であった人も含む）でないこと
 - ・ 国又は地方公共団体の常勤の公務員でないこと
 - ・ 知立市議会モニター設置要綱によるモニターに委嘱されたことがないこと

(参考)

※知立市議会モニター設置要綱、知立市議会モニター公募要項、応募用紙
【別紙No.3】

《検討事項》

- ・ 議会モニター制度の内容について
- ・ 導入時期について

令和5年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No.4 議場設備等の充実 【機能強化】【情報共有】

《提案内容》

- ・ 理事者から見えるディスプレイの設置。議員だけが見られても意味がない。
- ・ 本会議場自席へ充電スポットの増設。
- ・ 議場と全員協議会室の議席にタブレット端末用コンセント（電源）を設置。
- ・ 一括質問席でのタブレット端末使用に係る環境整備（資料の提示など）とモニタースクリーンの増設。

《前回の意見等》

- ・ 議場設備の充実としてくくっているが、全てについて予算措置が必要であり、すぐにできるかは分からないが検討していくべきである。
- ・ 将来的にはやっつけていけばよいと思うが、傍聴者への配慮として意見を聞く中で市民や理事者から声が上がってやっつけていくほうがよい。
- ・ この場で議論していかなければ変わらない。これまで齊藤議長・福井議長・菱田議長のときに、30年間使ってきたアナログ設備の更新を理事者側に言ってきたがそれができていない状況である。数千万円の費用がかかるのでなかなか変わらないが、このような形になればとの議論はできるのではないか。

《現況等》

- ・ 議場左右の出入口上部にディスプレイ（42型ワイド）を各1台、演壇前に移動式ディスプレイ（65型ワイド）を1台設置している。
 - 演壇前の移動式ディスプレイは、令和3年度議会活性化の検討により、議員や傍聴者がディスプレイを見やすくするための配慮として設置。（理事者側へは予算要求したが不要とのことで設置しなかった。）
- ・ 一括質問席（演壇）でのタブレット端末使用に係る資料の提示。
 - 演壇では一括質問をしながら直接大型ディスプレイが見られないため、タブレット端末上での確認となる。
- ・ 議席にコンセント（電源）はない。
 - 現状は原則タブレット端末を充電して会議に臨んでいただくとともに、必要に応じて延長コードで対応している。
- ・ 議場設備自体が古くアナログ仕様であるため、将来的に議場のデジタル対応が課題である。

《検討事項》

- ・ 当面の対応について（議席での電源の対応など）
- ・ 将来的な対応について

令和5年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No.7 スマート議会に向けた環境整備 (タブレット端末活用によるデジタル化の推進) 【機能強化】

《提案内容》

- ・ 有事の際の訓練実施。緊急オンライン会議のデモンストレーション含む。
- ・ オンラインでのリモート委員会を実施。
- ・ 外部からの広告チラシをデータ化してタブレット端末に格納。
- ・ タブレット端末にオフィス365を導入。
- ・ 予算書・決算書のデータ化。
- ・ どのような会議でも会議出席全議員に情報共有ができるようにする。
- ・ リモート会議開催時のタブレット端末使用の具体化。
- ・ 理事者との共有システムを徐々に拡大。

《前回の意見等》

- ・ ペーパーレス化を前にこのようなことを導入して慣れていくため、早期に取り組むことがすごく大事である。
- ・ より進化できるようにしていくことが大事である。
- ・ すでに会議規則や委員会条例を改正しており、皆さんの理解が進めばすぐにもオンラインによるリモート会議を実施できる状況である。

《現況等》

- ・ オンライン会議実施に関する制度の確立前に、試行でオンラインにより幹事会を開催した。有事の際の訓練等デモンストレーションは実施できていない。
 - 全議員を対象とするべきものであるため、全員協議会や市議会災害対策本部を設置した想定での試行・訓練を実施してはどうか。
 - もしくは、上記の内容やリモート会議開催時のタブレット端末使用の具体化を含めて、議会のデジタル化推進に係るプロジェクトチームを立ち上げて、議員への研修も含めて具体的に検討してはどうか。
- ・ 外部からのチラシなど紙ベースのものが送られてくれば、事務局で内容を確認した上で各議員のレターケースに入れている。
 - 対象とする文書や格納期間など一定のルールを決めた上で、タブレット端末にデータを格納する運用は対応可能。但し、紙ベースで送付されたものをPDF化してサイドボックスに入れ込む作業が発生するため、事務面だけで言えば、現状の対応のほうが効率的。
- ・ タブレット端末へのオフィス365は未導入。
 - 文書共有システムSideBooksによるペーパーレス化やオンライン会議を目指したタブレット端末の導入であったため。

(次ページに続く)

- ・ 予算書・決算書やそれに関連する会議資料等は、全てをデータ化してタブレットに格納しているため対応済み。
- ・ 各会議の資料は全議員がタブレット端末で閲覧可能であり、同時開催していない会議においては傍聴議員に対しても資料閲覧誘導のサインを送っている。また、非公開である幹事会や委員会協議会を除く全ての会議録を市議会ホームページに掲載しいつでも閲覧可能であり、情報共有に努めている。
- ・ 理事者とのシステム共有はできておらず、理事者に対する議会資料の提供については、一般質問資料のデータ送付を除いて紙資料を配付している。

《府内他市の状況》

ータブレット端末へのオフィス365の導入ー

- ・ 導入している 2市（福知山、京田辺）
※年間ライセンス料 10,670円/台
- ・ 導入していない 9市（舞鶴、綾部、宇治、城陽、向日、八幡、京丹後、南丹、木津川）

《検討事項》

- ・ オンライン会議の試行・訓練の実施について
- ・ 外部チラシ等のタブレット端末への格納について
- ・ タブレット端末へのオフィス365導入の必要性について
- ・ その他必要な事項について

令和5年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No.8 スマート議会推進に係る研修の実施 【機能強化】

《提案内容》

- ・タブレット端末を使いこなすための研修を実施。

《前回の意見等》

- ・タブレット端末を使いこなすための研修を実施してはどうか。知立市議会では紙に頼らず一気にペーパーレス化をされており、本気でペーパーレス化をするのであれば全議員がタブレット端末を使いこなせるように相当な練習が必要になる。
- ・全員が集まる研修だけではなくて、個人レッスンも含めて各議員が努力すべきこと。
- ・知立市議会ではDX推進プロジェクトチームを作って、そのメンバーができない方に教えられていた。そのようなことを含めて検討してはとの意図である。
- ・知立市議会は前期よりも議員の平均年齢が上がったにもかかわらず、タブレット端末を導入してしっかりと研修されていた。

《現況等》

- ・文書共有システムSideBooksの使用に関する研修の実施。
(タブレット端末導入時に全議員を対象1回、18期新議員等を対象1回)
- ・タブレット端末導入後、非公式でタブレット端末使用に関する研修の実施。
(17期に三宅議員や三上議員等がアドバイザーとして、希望する議員や会派ごとに基本操作を中心に実施。)
- ・ペーパーレス化の計画
令和3年度 タブレット端末と紙資料の併用
令和4～5年度 希望議員のみ紙資料を配付
令和6年度 ペーパーレス化

《検討事項》

- ・議員団研修会を含めた研修の実施・充実について
- ・プロジェクトチームの設置について

令和5年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No.9 YouTube配信の取組 【機能強化】【情報共有】

《提案内容》

- ・ 議長の定例記者会見をYouTubeで配信。
- ・ YouTubeの編集・配信を議員が対応できるように技術習得。

《前回の意見等》

- ・ 議長の定例記者会見をYouTubeで配信してはどうか。
- ・ 今はYouTube配信を事務局が対応しており、議会情報の発信や議員の技術習得にもなる。
- ・ YouTubeの編集・配信を議員だけでできるとは思わないが、事務局任せにせずに、議員でも対応できるように技術習得するべき。

《現況等》

- ・ 広報広聴会議の取組として、タブレット端末を活用（撮影・編集）して全員協議会室で開催している月例常任委員会をYouTubeで録画配信している。
（R4. 10月から試行実施・チャンネル登録者数約50人・最大視聴数約200回）
 - 議長の定例記者会見をYouTubeで録画配信することは、運用基準の投稿内容に合致し、技術的・経費的にも対応可能。
 - 実施主体である広報広聴会議において、議員の技術習得を含めて試行配信を検証してはどうか。

《検討事項》

- ・ 議長の定例記者会見のYouTube録画配信の実施について
- ・ YouTubeの試行配信の検証について
- ・ YouTubeの編集・投稿に関する議員の技術習得について

（参考）

※亀岡市議会YouTubeチャンネル運用基準【別紙No.4】

令和5年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No.14 インターネット議会中継の充実 【情報共有】

《提案内容》

- ・本会議場での一般質問資料をインターネット傍聴者にも見えるように整備。
- ・一般質問の議会中継において、視聴者に質問項目が分かりやすいよう、議会中継の画面に質問項目のテロップを挿入する。

《前回の意見等》

- ・事務局が議場操作室でカメラやマイクを操作しながらテロップを入れているが、どこまでできるのか検討できればよい。
- ・一般質問資料を事前に提出しており、ホームページにアップできないか。
- ・設備をデジタル化しなければ対応できないのかも含めて議題に乗せてはどうか。
- ・人員を増やさない方法で対応できればよい。

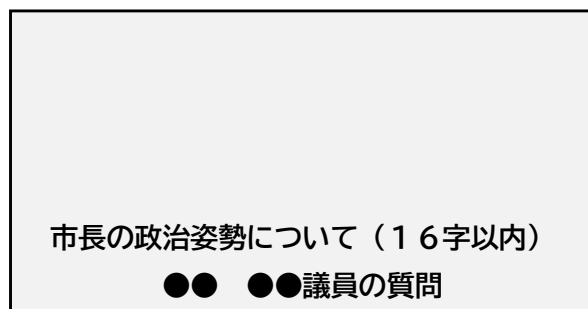
《現況等》

- ・撮影カメラで一般質問資料を表示している大型ディスプレイを直接映して、インターネット中継の視聴者に見ていただいている。(R5.6月議会から実施)
 - 今の対応に加えて、議会ホームページ内に一般質問資料を添付することは対応可能。これにより事前に一般質問資料をインターネット視聴者に提供できる。(通告書は議会ホームページに掲載している。)
- ・インターネット中継の画面に議員名もしくは理事者名をテロップで表示しており、現状では質問項目名は表示していない。
 - 質問項目名の文字数が16文字以内(システムの都合による)であれば、現在表示している内容を精査・変更することで対応可能であるが、毎回質問項目名を事前に設定(入力)しなければならない。

《検討事項》

- ・一般質問資料のインターネット視聴者への提供について
- ・インターネット中継の画面への質問項目名のテロップ挿入について

－テロップの表示例－



※事前に設定できる数が限られるため、一日ごとに入力する必要がある。

← テロップ2段(現状1段)

令和5年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No.16 委員会等での議事内容の事前告知 【情報共有】

《提案内容》

- ・議会カレンダーで会議日程に併せて主な議事内容を事前に発信し、市民への情報共有を図る。

《前回の意見等》

- ・議会カレンダーに会議内容を記載いただくことで、市民が関心のある内容であれば会議を傍聴していただいたり、後からでもインターネット録画配信やYouTube配信を視聴されることも考えられる。
- ・広報広聴会議が行っているFacebookでの事前告知があってもよい。できる範囲で大いに発信するべきである。

《現況等》

- ・現在、議会ホームページ、議会だより、議会カレンダーを活用して、市民へ議会日程を告知している。
 - Googleカレンダーを利用した議会カレンダーであれば、あまり負担なく定型のフォーマットの中で、会議日程（会議名・開始時間・開催場所）に加えて、説明覧に会議内容（案件等）を追記できる。
- ・また、広報広聴会議が運用しているFacebookでの会議の事前告知については、基本的には現在行っていない。

《検討事項》

- ・議会カレンダーによる会議内容の事前告知について
- ・Facebookにおける会議の事前告知について

ー議会カレンダーでの表示例ー



令和5年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No.17 聴覚障がい者への対応 【情報共有】

《提案内容》

- ・聴覚障がい者への対応として、手話や字幕（テロップ）を取り入れる。

《前回の意見等》

- ・インターネット中継の画面に発言内容の字幕を入れることは今時点で技術的にできないが、将来的に議場設備の更新でデジタル対応ができれば導入も考えられるのではないかと。今すぐの導入は現実的には無理である。
- ・公開の公平性から将来的には確実に対応していかなければならない。困っている人に対して何らかの形で助けていければと思っている。
- ・YouTubeには音声文字化機能があり、現状では変換間違いが多いが、本会議の様子をYouTube配信している市議会もあるので、配信の在り方や可能性を見つけることも含めて考えていければよい。

《現況等》

- ・聴覚障がい者への配慮として、本会議において事前の申し出により手話の対応をしている。（毎議会、障害者福祉センター（亀岡市福祉事業団）に手話通訳者の派遣を依頼。）
- ・傍聴席（2か所）にイヤホンジャックを設置。

《府内他市の状況》

- ・手話通訳者の派遣 9市（京都、福知山、舞鶴、城陽、長岡京、向日、八幡、京田辺、京丹後）
- ・議場内のディスプレイに音声認識システムで発言を文字化して表示
（一般質問の日に試験的に実施） 1市（長岡京）
- ・議場内のディスプレイに手話映像を挿入 1市（京都）

《検討事項》

- ・将来的な聴覚障がい者への対応を整理

令和5年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No.18 所信表明演説(正・副議長)のインターネット配信【情報共有】

《提案内容》

- ・正・副議長の所信表明演説をインターネットで配信する。
- ・次期議長選挙から実施。

《前回の意見等》

- ・正・副議長に立候補した際の所信表明演説を本会議場で行い、同時にインターネット中継で配信してはどうか。

《現況等》

- ・本会議で選挙を行う前に、所信表明を行うことを例とする。
(先例・申合せ49)
- ・特別議会開催日の1週間前の幹事会で所信表明実施に伴う確認を行っている。
(立候補届出の方法、所信表明の進行内容、開催場所、開始時刻等)

《府内他市の状況》

－開催場所－

- | | |
|--------------|----------------------|
| ・本会議場 | 4市(城陽、京丹後、南丹、木津川) |
| ・全員協議会室・委員会室 | 5市(福知山、舞鶴、綾部、宇治、宮津) |
| ・実施していない | 5市(京都、長岡京、向日、八幡、京田辺) |

－映像配信の状況－

- | | |
|----------|-----------------------|
| ・ライブ配信 | 5市(福知山、舞鶴、城陽、京丹後、木津川) |
| ・録画配信 | 1市(宮津) |
| ・配信していない | 3市(綾部、宇治、南丹) |

《検討事項》

- ・開催場所について
- ・映像配信の手法について
- ・実施時期について(いつから)

(参考)

※所信表明確認事項(令和5年)【別紙No.5】

令和5年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No.2 1 請負の状況の公表 【その他】

《提案内容》

- ・ 亀岡市に対する請負の状況を公表する。

《検討経過等》

- ・ 地方自治法改正で議員個人でも年間300万円までなら市と請負できるようになったが、公表することの法的義務づけはなく各市議会の判断となるため、本市議会の取り扱いについて、会派持ち帰りとする。 (4/28 幹事会)
- ・ 各党派とも公表していくこととして、他市の状況を踏まえて、今年度の議会活性化の検討の中で、どの形で制度化するのか検討することとする。
(6/2 幹事会)

《全国市議会議長会》

- ・ 新たな条例をつくるほか、政治倫理条例や議会基本条例に盛り込む方法、規程、要綱、申合せとする方法が考えられる。それぞれの市議会の判断となる。

《府内他市の状況》

- ・ 新たな条例を制定済み 2市 (京都、宮津)
- ・ 新たな条例制定を検討中 3市 (福知山、京丹後、南丹)
- ・ どの形で制度化するか検討中 7市 (福知山、宇治、城陽、長岡京、八幡、京田辺、木津川)

※城陽市議会は、地方自治法第92条の2の立法趣旨を遵守する決議 (議員本人及び配偶者と二親等以内の者が実質的に支配する事業所が、市の発注する公共事業の請負契約や商取引に参加しないこと) を決議している。

- ・ 未定 (現在未検討) 2市 (綾部、向日)

《本市議会の状況》

- ・ 議員の配偶者並びに1親等以内の親族が役員をしている企業及び団体は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市が行う工事の請負契約、当該請負の下請工事契約、業務委託契約及び一般物品納入契約の当事者とならないよう努めなければならない。(亀岡市政治倫理条例第4条による)

《検討事項》

- ・ どの形で制度化するのか
- ・ 制度化する時期について

(参考)

※新たな条例を制定する場合の条例案【別紙No.6】

知立市議会提供

知立市議会モニター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知立市議会基本条例（平成25年条例第28号）第4条第3項の規定に基づき、知立市議会の活動について市民の意見を反映させ、円滑で民主的な議会運営を推進するため設置する知立市議会モニター（以下「モニター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 モニターの職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本会議及び常任委員会（以下「会議」という。）を積極的に傍聴し、議会運営の見聞を広めるとともに、議会運営に関する意見を文書により、議長に提出すること。
- (2) 議会報告会、市議会だより及び市議会ホームページに関する意見を文書により、議長に提出すること。
- (3) 議会が行うアンケート調査に回答すること。
- (4) その他議長が必要と認めたこと。

(定数及び任期)

第3条 モニターの定数は7人程度とする。

- 2 モニターの任期は、1年とし、1回限り再任を認める。ただし、途中でモニターに委嘱された者の任期は、前任者の残存期間とする。

(資格)

第4条 モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 議会運営に関心がある満18歳以上の市内在住、在勤又は在学の者
 - (2) 国会議員又は地方公共団体の議員でないこと。
 - (3) 国又は地方公共団体の常勤の公務員でないこと。
 - (4) この要綱によるモニターに委嘱されたことがないこと（第3条第2項の規定による再任を除く。）。ただし、定数に満たない場合は、この限りでない。
- 2 前項の要件を満たす者であっても、過去に国会議員又は地方公共団体の議員であったものは、除くものとする。

(募集方法)

第5条 モニターの募集は、公募及び推薦依頼により行う。

- 2 公募による定員は3人程度とし、推薦依頼による定員は4人程度とする。

3 前項の推薦依頼は、議長が適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することとする。

(委嘱)

第6条 モニターの委嘱は議長が行うものとする。

2 議長は、前項の規定によるモニターの委嘱に当たっては、年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮するものとする。

(提出された意見等の処理)

第7条 議長は、モニターから意見等が提出されたときは、それを議会改革特別委員会委員長に送付し、検討させるものとする。

2 議会改革特別委員会委員長は、検討結果を取りまとめ、報告書として文書等で議長に提出するものとする。

3 議長は、前項の報告書を、意見等を提出したモニターに提示するとともに、市議会ホームページに掲載し、議会だよりにその概要を掲載するものとする。

4 モニターから提出された意見等が第2条に定めたモニターの職務の範囲外である場合は、前項の規定にかかわらず、市議会ホームページへの掲載等はしないものとする。

(解嘱)

第8条 モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は委嘱を解くことができるものとする。

(1) 第4条に規定する資格を失ったとき。

(2) モニターから辞任の申出があったとき。

(3) 第2条に定めるモニターの職務を著しく逸脱するなどの理由により議長がモニターとして適当でないと認めたとき。

(報酬等)

第9条 モニターは、無報酬とする。ただし、議長が必要と認めたときは、交通費相当額又は記念品を支給することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議会改革特別委員会に諮り、議長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

知立市議会モニター公募要項

知立市議会モニターを公募します。

1. 職務

- (1) 議会本会議・委員会等を傍聴し、議会運営に関する意見の提出
- (2) 議会報告会、市議会だより及び市議会ホームページに関する意見の提出
- (3) 議会が行うアンケート調査への回答
- (4) 議会モニター会議への出席（年5回程度）
- (5) その他議長が必要と認めたこと

2. 募集資格

- (1) 議会運営に関心がある満18歳以上の市内在住、在勤又は在学の者
- (2) 国会議員又は地方公共団体の議員（過去同議員であった者も含む。）でないこと。
- (3) 国又は地方公共団体の常勤の公務員でないこと。
- (4) 知立市議会モニター設置要綱によるモニターに委嘱されたことがないこと。

3. 募集人員 若干名

4. 任期 1年

5. 謝礼

議会モニターは無償とします。

6. 募集期間 令和5年2月3日（金）～令和5年2月24日（金）

7. 申込方法

応募用紙に所定の項目（住所・氏名・性別・生年月日・電話番号・メールアドレス・応募動機等）を記入いただき、議会事務局に提出してください。

8. 申込み・問合せ先

知立市議会事務局 〒472-8666 知立市広見三丁目1番地
TEL 0566-95-0137 FAX 0566-83-5565
メールアドレス gikai@city.chiryu.lg.jp

令和5年度 知立市議会モニター応募用紙

住所	〒 -		
ふりがな			
名 前			
性 別	男 ・ 女	生 年 月 日	昭和 ・ 平成 年 月 日 (歳)
電 話 番 号			
メール アドレス			
勤務先 (学校名)			
応募動機			
確 認 事 項	以下確認の上、 <input type="checkbox"/> にチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 暴力団および反社会的勢力との関係はありません。		

亀岡市議会YouTubeチャンネル運用基準

令和4年7月19日 議会運営委員会決定

亀岡市議会では、動画共有サービスYouTubeを利用した亀岡市議会動画チャンネル（以下「本チャンネル」という。）の運用にあたり、亀岡市議会ソーシャルメディア運用方針（以下「運用方針」という。）及び亀岡市議会ソーシャルメディア運用ガイドライン（以下「運用ガイドライン」という。）の規定のほか、以下のとおり亀岡市議会YouTubeチャンネル運用基準（以下「運用基準」という。）を定めます。

本チャンネルをご覧になれる場合は、運用方針、運用ガイドラインに加えて、本運用基準に同意されたものとみなします。

1. 目的

この運用基準は、亀岡市議会が動画共有サービスYouTubeを利用した動画による議会情報の配信を行うにあたり、必要な事項を定めます。

2. YouTubeチャンネル名

亀岡市議会YouTubeチャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCyb4Tyt14ln-ipLEG5h0R6g>

3. 投稿内容

常任委員会の録画配信並びに議長、議会運営委員会もしくは広報広聴会議が必要と認めたものとします。ただし、配信内容は亀岡市議会（以下「市議会」という。）の公式記録ではありません。

4. 運営管理

広報広聴会議

5. 投稿時間

原則として、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に不定期で投稿します。ただし、必要と認められる場合は、この時間以外にも投稿する場合があります。

6. 利用方法

本チャンネルは、情報発信の手段として運用するため、原則として、利用者は動画等にコメントの投稿を行うことはできません。動画等へのご意見、ご質問等がある場合は、広報広聴会議もしくは議会事務局へお問い合わせください。

7. 知的財産権

本チャンネルに掲載されている写真、イラスト、動画、記事等の著作権は、市議会や正当な権利を有する者に帰属します。また、本チャンネルの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製、転用することはできません。

8. 個人情報

本チャンネルにおいて、市議会が掲載する情報については、個人情報の保護に関する法律及び亀岡市個人情報保護条例に基づき、個人情報の漏洩がないように適切に対処します。また、個人情報を収集する際は、目的を明示し、明示した利用目的の範囲内で利用します。

9. 免責事項

- (1) 市議会は、掲載情報の正確性、完全性、有効性等を保証するものではありません。
- (2) 市議会は、本チャンネルの内容によって、利用者または第三者に生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3) 市議会は、YouTubeのシステムに関する質問等については、一切答えません。また、本チャンネルに関連する事項に起因または関連して生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (4) YouTubeの画面に企業広告が現れる場合がありますが、市議会とは一切関係がありません。また、広告によるいかなる理由による損害について、市議会は一切の責任を負いません。
- (5) 市議会は、予告なく運用基準の変更や運用方法の見直し、また本チャンネルの運用を中止することがあります。

10. 適用

この運用基準は、令和4年10月1日から適用します。

所信表明確認事項（令和5年）

1 立候補の届

- ①期限：2月13日（2月特別議会） 午前10時まで
- ②届出：届出用紙を幹事会年長議員（西口議員）に提出

2 所信表明実施に伴う確認事項

- ①進行役：幹事会年長議員
- ②所信表明持ち時間：一人5分以内
- ③質疑：できる。ただし、1会派1回まで
- ④演説順：くじで決定
- ⑤タイムキーパー：事務局
- ⑥傍聴（事務局、執行部、新聞記者、市民）：許可
- ⑦写真撮影：許可

3 所信表明実施

- ①場所：全員協議会室
- ②開始時刻：10時30分から（2月13日幹事会で決定）

※所信表明への出席は任意（申合せ）

〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）

（目的）

第1条 この条例は、〇〇市議会議員（以下「議員」という。）が〇〇市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

（報告）

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における〇〇市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告(同条第2項の規定による訂正があった場合にあつては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して〇年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行し、令和〇年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。